

瑞穂監第41号  
平成23年10月31日

瑞穂市長  
堀孝正様

瑞穂市議会  
議長星川睦枝様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 小寺徹

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「会計課」の定期監査を実施した  
ので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「会計課」における平成23年4月1日から平成23年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「窓口収納」についての事務処理手順等の監査を行った。

会計課は、課長以下2名と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 現金及び有価証券の出納保管に関すること
- (2) 小切手の振出に関すること
- (3) 収納に関すること
- (4) 支出負担行為の確認に関すること
- (5) 収入等命令の審査に関すること
- (6) 決算に関すること
- (7) 歳入歳出外現金に関すること
- (8) 財産の記録管理に関すること
- (9) 物品の出納保管に関すること
- (10) 指定金融機関等に関すること
- (11) 出納員及び会計職員に関すること
- (12) 公営企業会計に関すること  
(水道事業会計に係る金銭の出納に関すること)
- (13) 瑞穂市・神戸町水道組合の会計事務に関すること
- (14) (財)瑞穂市施設管理公社に係る出納の受託に関すること
- (15) 瑞穂市土地開発公社に係る出納の受託に関すること
- (16) 所得税の源泉徴収に関すること
- (17) 例月出納検査に関すること
- (18) 資金の運用及び管理に関すること
- (19) ペイオフ対策に関すること

#### 2 監査の実施日

平成23年9月26日(月)

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、「会計課」から提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

また、窓口収納については、「会計課」から提出された資料の説明を求めると共に、現場での業務状況等の確認を行った。

### 第2 監査の結果

#### 1 財務について

「会計課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成23年8月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額(円)	比率 (%)
歳 入	78,000	19,940	25.6
歳 出	40,403,000	13,087,137	32.4

歳入の執行済額は、雑入のコピー及び印刷代であり、歳出の執行済額の91.8%は、人件費となっている。

また、保存保管書類のアーカイブ化を実施するための歳出予算 4,000千円が新規に計上されている。

## 2 窓口収納について

派出している指定金融機関の取扱時間外(8:30~9:00、16:00~17:15)は、窓口担当を決めて、他2名で確認する収納体制で、現金は課長の机上の手提金庫で管理となっている。しかし今年度、会計課に併設している指定金融機関のスペースを間仕切りされたので、この中で現金の收受・管理を担当者1人を決めて行えば、現金の紛失等も防止でき、責任の所在もはっきりすると考えるので検討を願いたい。

## 3 現金取扱い者について

「瑞穂市会計職員に関する規則」によれば、会計職員として会計員、出納員、現金収納員が定められている。現状、窓口での現金收受は、補助職員が行っており好ましくない。他にも同様な事務を行っている部署、もしくは職員が行っている部署があるが、いずれも規則に定められている会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。早急に規則を改正して会計職員を明確にして取扱わせるべきである。

以上